

物件設置許可申請書

年 月 日

(宛先) 茂原市長

申請者 住所

氏名

TEL

下記のとおり申請します。

記

設置場所	茂原市
設置目的	排水を公共下水道に接続するため
設置期間	引き継ぎ検査合格後、市に帰属
物件の名称 及び構造	
備考	添付書類 ・位置図、施設平面図、縦断図、配置図、構造図 ・工事工程表 ・その他必要とする書類

※連絡先 担当者

TEL

物件設置等許可に伴う下水道（污水）施設工事に関する協定書

茂原市公共下水道管理者、茂原市長

（以下「甲」という。）と

（以下「乙」という。）は、茂都下指令第 号の許可に基づく物件設置等許可に伴う下水道（污水）施設工事（以下「工事」という。）の施工に関し、次の通り協定する。

（工事の位置及び施工年度）

第1条 工事の位置は、茂原市 とし、別紙位置図のとおりとする。
なお、工事の施工年度は、 年度とする。

（污水の接続）

第2条 事業地内の下水道施設（污水）は、最寄りの茂原市公共下水道管に接続するものとする。

（工事の設計・施工）

第3条 工事の設計・施工は乙が行うものとし、工事施工業者が決定したら、速やかに書面にて甲に通知するものとする。

（工事の監督者の資格）

第4条 工事の監督は、下水道法施行令第15条に規定する資格を有する者が行うものとする。

（工事検査の代行）

第5条 乙が行う工事の竣工後必要な検査については、乙の求めにより甲の定める基準に基づき、乙に代わって甲が行うことができるものとする。

（工事の経費）

第6条 乙が行う工事に係る経費はすべて乙の負担とする。

（引継検査）

第7条 下水道施設の乙から甲への引継ぎにあたって乙は、甲の行う引継ぎ検査を受けなければならないものとし、この検査において不適当な箇所がある場合は、乙において手直しをし、再度検査を受けるものとする。

2 下水道施設が民地に布設される場合、引継検査は下水道施設の地上権設定が終了した後、もしくは布設された土地の道路位置指定後に行うものとする。

（下水道施設の帰属及び管理）

第8条 乙の工事による下水道施設の所有権は、前条に規定する引継ぎ検査終了後、乙が書面をもって引継ぎを申し出、これにより甲に帰属する。なお、それまでの間の管理は乙が行い、その経費は乙の負担とする。

（関係者への周知）

第9条 乙は、事業地内の下水道施設が分流式であり、雨水の接続ができない旨を関係者に周知させるものとする。

（協議）

第10条 この協定について疑義が生じた場合又は定めのない事項については、その都度、甲乙誠意をもって協議するものとする。

この協定書を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

年 月 日

甲 茂原市道表1番地
茂原市長

乙

物件設置等許可に伴う下水道（汚水）施設工事に関する協定書

茂原市公共下水道管理者、茂原市長

（以下「甲」という。）と

（以下「乙」という。）は、茂都下指令第 号の許可に基づく物件設置等許可に伴う下水道（汚水）施設工事（以下「工事」という。）の施工に関し、次の通り協定する。

（工事の位置及び施工年度）

第1条 工事の位置は、茂原市 とし、別紙位置図のとおりとする。

なお、工事の施工年度は、 年度とする。

（汚水の接続）

第2条 事業地内の下水道施設（汚水）は、最寄りの茂原市公共下水道管に接続するものとする。

（工事の設計・施工）

第3条 工事の設計・施工は乙が行うものとし、工事施工業者が決定したら、速やかに書面にて甲に通知するものとする。

（工事の監督者の資格）

第4条 工事の監督は、下水道法施行令第15条に規定する資格を有する者が行うものとする。

（工事検査の代行）

第5条 乙が行う工事の竣工後必要な検査については、乙の求めにより甲の定める基準に基づき、乙に代わって甲が行うことができるものとする。

（工事の経費）

第6条 乙が行う工事に係る経費はすべて乙の負担とする。

（引継検査）

第7条 下水道施設の乙から甲への引継ぎにあたって乙は、甲の行う引継ぎ検査を受けなければならないものとし、この検査において不適當な箇所がある場合は、乙において手直しをし、再度検査を受けるものとする。

2 下水道施設が民地に布設される場合、引継検査は下水道施設の地上権設定が終了した後、もしくは布設された土地の道路位置指定後に行うものとする。

（下水道施設の帰属及び管理）

第8条 乙の工事による下水道施設の所有権は、前条に規定する引継ぎ検査終了後、乙が書面をもって引継ぎを申し出、これにより甲に帰属する。なお、それまでの間の管理は乙が行い、その経費は乙の負担とする。

（関係者への周知）

第9条 乙は、事業地内の下水道施設が合流式であり、雨水排水については浸透櫛の設置を配慮する旨、関係者に周知させるものとする。

（協議）

第10条 この協定について疑義が生じた場合又は定めのない事項については、その都度、甲乙誠意をもって協議するものとする。

この協定書を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

年 月 日

甲 茂原市道表1番地
茂原市長

乙

下水道(汚水)施設工事の施工業者の通知

年 月 日

(宛先) 茂原市長

住所

氏名

電話

このことについて、年 月 日付けで締結した物件設置等許可に伴う下水道(汚水)施設工事に関する協定書第3条の規定により、当該工事の施工業者を下記のとおり通知します。

記

1. 許 可 番 号 年度 茂都下指令第 号
2. 工 事 箇 所 茂原市 番地
3. 工 事 目 的 下水道(汚水)施工工事
4. 施工業者名
5. 工事施工期間 年 月 日～ 年 月 日迄

※ 連絡先

担 当

電 話

下水道(汚水)施設の引継ぎ申出書

年 月 日

(宛先) 茂原市長

住 所

氏 名

電 話

このことについて、 年 月 日付けで締結した物件設置等許可に伴う下水道(汚水)の
施設工事に関する協定書第8条の規定に基づき下水道施設の引継ぎをしたいので、協定書第7
条の規定により、引継ぎ検査をお願いします。

記

1. 許 可 番 号 年度 茂都下指令第 号
2. 設 置 場 所 茂原市 番地
3. 検 査 日 時 茂原市役所下水道課の指定したとおり
4. 添 付 図 書 (1)工事出来高調書
(2)工事写真

※ 連絡先
担 当
電 話